
道路・河川敷地占用について

担当：建設水道課 土木係 0135-42-2181

■道路占用の手続き

道路は本来一般交通のために利用されるものですから、工事のために一時的に使用したり、看板を設置するなど、道路本来の目的以外のことに使用する場合は事前に許可を受けなければなりません。

国道や道道など、道路の管理区分ごとに申請先が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

◇町道・・・古平町役場建設水道課土木係

◇道道・・・小樽建設管理部余市出張所施設保全室（管理）（0135-23-2196）

◇国道・・・小樽開発建設部小樽道路事業所管理係（0134-22-9116）

1 申請に必要なもの

道路占用許可申請書（道路法施行規則様式第5）

道路占用の場所及び物件の構造を明らかにした図面など

2 占用許可申請提出の目安（使用日から）

町道 2週間前

道道 1ヶ月前

国道 1ヵ月前

3 占用に係る費用

町道 占用料が必要です。詳細はおたずねください。

道道 同上

国道 同上

■河川敷地利用手続き

河川は、災害の発生が防止され、公共の安全が守られるよう適正に管理する必要がありますので、敷地を使用する場合は事前に許可を受けなければなりません。

河川の管理区分によって申請先がことなりますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

◇普通河川・・・古平町役場建設水道課土木係

◇2級河川・・・小樽建設管理部余市出張所施設保全係（管理）（0135-23-2196）

1 申請に必要なもの

普通河川

許可申請書（普通河川・・・古平町普通河川管理条例施行規則別記第1号様式（その1）及び（その3）または（その4）

2級河川

河川法施行規則別記様式第八（甲）及び（乙の2）または（乙の4）

河川敷地の占用に係る事業計画の概要を記載した図書

縮尺5万分の1の位置図

実測平面図

面積計算書

他の行政庁の許認可を必要とするものについては許可を受けたこと又は受ける見込みが十分にあることを示す書面

2 許可申請提出の目安（使用日から）

普通河川 1ヵ月前

2級河川 条件によりますので、詳細はおたずねください。

3 専用に係る費用

普通河川、2級河川とも占用料がかかります